

令和 8 年度

宇治田原町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出予算書



宇治田原町

議案第7号

令和8年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度宇治田原町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 195,749 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日

提 出

宇治田原町長

勝 谷 聡 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 154,987
	1 後期高齢者医療保険料	154,987
2 使用料及び手数料		20
	1 手 数 料	20
3 繰 入 金		36,808
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36,808
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3,933
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	400
	3 預 金 利 子	1
	4 雑 入	3,530
歳 入 合 計		195,749

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,519
	1 総 務 管 理 費	1,011
	2 徴 収 費	508
2 後期高齢者医療広域連合納付金		187,697
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	187,697
3 保 健 事 業 費		5,933
	1 健康保持増進事業費	5,933
4 諸 支 出 金		400
	1 償還金及び還付加算金	400
5 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		195,749

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 後期高齢者医療保険料	千円 154,987	千円 144,532	千円 10,455
2 使用料及び手数料	20	20	0
3 繰入金	36,808	36,755	53
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	3,933	4,319	△386
歳入合計	195,749	185,627	10,122

歳 出

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 総 務 費	千円 1,519	千円 1,880	千円 △361
2 後期高齢者医療広域連合納付金	187,697	176,201	11,496
3 保 健 事 業 費	5,933	6,946	△1,013
4 諸 支 出 金	400	400	0
5 予 備 費	200	200	0
歳 出 合 計	195,749	185,627	10,122

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 1,519	千円 0
0	0	32,886	154,811
0	0	5,933	0
0	0	400	0
0	0	0	200
0	0	40,738	155,011

## 2 歳 入

### 第1款 後期高齢者医療保険料 (予算額 154,987 千円)

項	科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減	節	
					区 分	金 額
1	後期高齢者医療保険料	154,987	144,532	10,455		
	1 特別徴収保険料	94,489	89,554	4,935	1 現 年 度 分	94,489
	2 普通徴収保険料	60,498	54,978	5,520	1 現 年 度 分	60,298
					2 滞 納 繰 越 分	200
	計	154,987	144,532	10,455		

### 第2款 使用料及び手数料 (予算額 20 千円)

1	手 数 料	20	20	0		
	1 督 促 手 数 料	20	20	0	1 督 促 手 数 料	20
	計	20	20	0		

### 第3款 繰 入 金 (予算額 36,808 千円)

1	一 般 会 計 繰 入 金	36,808	36,755	53		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36,808	36,755	53	1 事 務 費 繰 入 金	1,519
					2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	32,886
					3 保 健 事 業 費 繰 入 金	2,403
	計	36,808	36,755	53		

### 第4款 繰 越 金 (予算額 1 千円)

1	繰 越 金	1	1	0		
	1 繰 越 金	1	1	0	1 前 年 度 繰 越 金	1
	計	1	1	0		

### 第5款 諸 収 入 (予算額 3,933 千円)

1	延滞金、加算金及び過料	2	2	0		
	1 延 滞 金	1	1	0	1 延 滞 金	1
	2 過 料	1	1	0	1 過 料	1
2	償還金及び還付加算金	400	400	0		
	1 保 険 料 還 付 金	300	300	0	1 保 険 料 還 付 金	300
	2 還 付 加 算 金	100	100	0	1 還 付 加 算 金	100
3	預 金 利 子	1	1	0		
	1 預 金 利 子	1	1	0	1 預 金 利 子	1
4	雑 入	3,530	3,916	△386		
	1 雑 入	3,530	3,916	△386	1 雑 入	3,530
	計	3,933	4,319	△386		

(単位：千円)

説	明
現年度分	94,489
現年度分	60,298
滞納繰越分	200

督促手数料	20
-------	----

事務費繰入金	1,519
保険基盤安定繰入金	32,886
保健事業費繰入金	2,403

前年度繰越金	1
--------	---

延滞金	1
過料	1
保険料還付金	300
還付加算金	100
預金利子	1
京都府後期高齢者医療広域連合健康診査費補助金	3,439
京都府後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業費補助金	91

第1款 後期高齢者医療保険料 ～ 第5款 諸収入

### 3 歳 出

#### 第1款 総務費 (予算額 1,519 千円)

項	科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減	本 年 度 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	1,011	1,054	△43			1,011	
	1 一 般 管 理 費	1,011	1,054	△43			1,011	
							1,011	
2	徴 収 費	508	826	△318			508	
	1 徴 収 費	508	826	△318			508	
							508	
	計	1,519	1,880	△361			1,519	

#### 第2款 後期高齢者医療広域連合納付金 (予算額 187,697 千円)

1	後期高齢者医療広域連合納付金	187,697	176,201	11,496			32,886	154,811
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	187,697	176,201	11,496			32,886	154,811
							32,886	154,811
	計	187,697	176,201	11,496			32,886	154,811

#### 第3款 保健事業費 (予算額 5,933 千円)

1	健康保持増進事業費	5,933	6,946	△1,013			5,933	
	1 健康診査費	5,933	6,946	△1,013			5,933	
							5,933	
	計	5,933	6,946	△1,013			5,933	

#### 第4款 諸支出金 (予算額 400 千円)

1	償還金及び還付加算金	400	400	0			400	
	1 保険料還付金	300	300	0			300	
							300	
	2 還付加算金	100	100	0			100	
							100	
	計	400	400	0			400	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅 費	8	1 一般管理費(健康対策課)	1,011
10 需用費	22		
11 役 務 費	981		
10 需用費	86	1 徴収費(健康対策課)	508
11 役 務 費	422		

18 負担金、補助 及び交付金	187,697	1 後期高齢者医療広域連合納付金(健康対策課)	187,697
--------------------	---------	-------------------------	---------

10 需用費	130	1 後期高齢者健康診査費(健康対策課)	5,933
11 役 務 費	174		
18 負担金、補助 及び交付金	5,629		

22 償還金、利子 及び割引料	300	1 保険料還付金(健康対策課)	300
22 償還金、利子 及び割引料	100	1 還付加算金(健康対策課)	100

第1款 総務費～第4款 諸支出金

第5款 予 備 費 (予算額 200 千円)

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減	本 年 度 の 財 源 内 訳			
項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
					国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1	予 備 費	200	200	0				200
	1 予 備 費	200	200	0				200
	計	200	200	0				200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

第5款 予備費